

SBJ VISA カード会員特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社 SBJ 銀行（以下「甲」という）と九州カード株式会社（以下「乙」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「SBJ VISA カード」と称します。

第2条 (会員資格)

1. 日本に居住されている方で、本特約ならびに九州カード会員規約を承認のうえ入会の申込をし、甲と乙が適格と認めた方を会員とします。
2. 会員は、九州カード会員規約第7条1項にかかわらず、日本から海外へ転居する場合は乙へ通知し、退会するものとします。
3. 乙は第2項にかかわらず会員が海外へ転居した事実を知った場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。
4. 会員は第2項の違反に起因して損害が生じた場合は、その損害について一切の責を負うものとします。

第3条 (会員資格の喪失)

乙の定める一定期間、本カードによるクレジット利用がない場合、乙は本特約によりカード更新を行わず、会員資格を喪失できるものとします。

第4条 (サービスの利用)

1. 会員は、甲より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、甲の所定の方法に従うものとします。
3. 駐在者様用カードおよび留学生の場合、クレジットのご利用はショッピング一回払いのみとなります。

第5条 (乙から会員への連絡等)

会員はカード業務の円滑なる運営のため、乙の要請により甲が会員へ決済手続きの依頼やその他住所確認等の調査、問合せ連絡をおこなうことに同意します。また、その際、会員より知り得た情報や会員の希望内容等について甲より乙へ提供できるものとします。

第6条 (カードの有効期限)

1. 駐在者様用カードについては、入会申込書に記載の日本での在留期間を基に、乙所定の方法で有効期限を定めるものとします。
2. 駐在者様用カードについては九州カード会員規約第7条2項にかかわらず、会員は乙に対し有効期限2ヶ月前までに有効期限後の新カード発行の希望、現在の居住状況および今後の日本での在留予定を通知するものとします。乙は通知された最新の日本での在留期間に基づき、乙が引き続き会員と認める場合には、新カードと会員規約および特約を送付します。会員の通知がない場合、新カードは送付しません。
3. 留学生の場合は入会申込書に記載の卒業年を基に、乙所定の方法で有効期限を定めるものとします。
4. 留学生の場合については九州カード会員規約第7条2項にかかわらず、会員は乙に対し有効期限の3ヶ月前までに卒業予定等に関し通知するものとします。乙は通知された最新の内容に基づき、乙が引き続き会員と認める場合には、新カードと会員規約および特約を送付します。会員の通知がない

場合、新カードは送付しません。

第7条（合意管轄裁判所）

会員と乙の間で訴訟の必要が生じた場合、九州カード会員規約第25条にかかわらず、乙の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第8条（準拠法）

会員と乙との間で生じた一切の事由に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第9条（本特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が会員へ通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、九州カード会員規約が適用されます。

個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

第1条（株式会社 SBJ 銀行への個人情報の提供および利用に関する同意）

1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、九州カード株式会社（以下「当社」という）が保護措置を講じた上で、株式会社 SBJ 銀行（以下「甲」という）に対し、甲における会員等の管理を目的として、下記の個人情報を提供し、甲がこれを利用することに同意します。

(1)九州カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員等が当社に提出する書類等に記載されている情報

(2)本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限

(3)カード会員番号が無効となった事実（但し、その理由は除く）

(4)カード会員資格の喪失（但し、その理由は除く）

(5)会員等の本カード申込に対する審査の結果（但し、その理由は除く）

2. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、甲に対し、甲のポイントサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、甲がこれを利用することに同意します。

(1)会員の本カードの利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等の利用状況、契約内容に関する情報

3. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、甲の銀行業務における、①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調査・商品開発、および、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として、第1項(1)および第2項(1)の個人情報を提供し、甲がこれらを利用することに同意します。

4. 会員は、第3項の同意の範囲内で甲が当該情報を利用している場合であっても、甲に対しその中止を申し出ることができます。

〔お申入窓口〕

株式会社 SBJ 銀行コールセンター

〒108-0014 東京都港区芝5丁目36-7

電話番号 0120-015-017（受付時間 平日 9:00～17:30）

第2条（当社への個人情報の提供および利用に関する同意）

1. 会員等は、甲が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条

1 項記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

(1)会員規約等もしくは会員等と甲間の契約等に基づき、甲に届出のあった情報または会員等が甲に提出する書類等に記載されている情報

(2)甲における会員の会員資格およびこれに関する情報

(3)甲による会員等の推薦情報

2. 会員は、甲が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第 1 条 2 項記載の目的および甲の銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のために、第 1 項(1)に定める個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

3. 会員は、第 2 項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。中止の申し出は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第 10 条 1 項記載の連絡先に行うものとします。SBJ VISA カード会員特約会員規約をよくお読みいただいたうえでカードをご利用ください。

以 上

(2015 年 1 月改定)